

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	松本 勝
登録番号又は法人番号	10400873
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所所在地	福岡県福津市日蔭野1丁目2番地6-1101号室
処分年月日	令和元年9月13日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>松本勝会員が行った、(1)補助者登録手続を行っていない事務所職員に行政書士業務をさせたこと、(2)事務所職員の監督を怠ったこと、(3)実在しない公証役場書記官名の虚偽の文書を作成し顧客に交付したことは、行政書士法第10条に違反するとともに、会則76条第1項に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条  行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>福岡県行政書士会会則 第76条第1項  会長は、会員が法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p>